

答申日：平成30年6月22日

件名：肖像権の定義が記載されている文書その他13件の部分公開決定に関する
件

答 申

1 審査会の結論

刈谷市長（以下「市長」という。）が、別に掲げる請求文書1から請求文書12までの公開請求に対し、これらを保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

審査請求人が平成29年12月27日付けで行った刈谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定による公文書公開請求に対し、市長が平成30年2月2日付け刈子推第554号により行った部分公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

（2）審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 実施機関の説明の要旨

（1）経緯について

ア 審査請求人は、平成29年12月27日付けで、市長に対し別に掲げる請求文書1から請求文書14までについて、条例第6条第1項の規定により公文書公開請求を行った。

なお、全ての請求文書については、公開請求書が提出された際に、口頭により、子育て推進課において所管する公文書に限定したものであることを確認している。

イ 市長は、アの公文書公開請求に対し、請求文書1から請求文書12まで

にあつては文書不存在として、平成30年2月2日付け刈子推第554号により原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同月8日付けで審査請求をしたものである。

なお、請求文書13及び請求文書14に係る公開決定については、全て公開しており、審査請求の対象とされていない。

(2) 請求文書の部分公開決定について

ア 請求文書1について

本市において肖像権を定義する必要性がないため、作成も取得もしていない。

イ 請求文書2について

審査請求人と子育て推進課とは、通常の情報公開に関する事務手続を実施したのみであり、刈谷市情報公開条例及び刈谷市情報公開規則においても記録の作成について定めがないため、作成も取得もしていない。

ウ 請求文書3、4、11及び12について

子育て推進課が所管する例規において、精神障害(者)、知的障害(者)、発達障害者支援法上の発達障害者及び学習障害(児)の定義はいずれも規定されておらず、また、それぞれの定義及び判定を必要とする事務を有していないため、作成も取得もしていない。

エ 請求文書5及び6について

子育て推進課において、「子育ては誰がするのか」及び「赤ちゃんのあやし方」の情報が必要となる事務を有していないため、作成も取得もしていない。

オ 請求文書7について

児童虐待に関し、教育委員会に提出が必要となる事例が発生していないため、作成も取得もしていない。

カ 請求文書8及び9について

子育て推進課において、心理及び社会(学)の判定及び評価を行う事務を有していないため、作成も取得もしていない。

キ 請求文書10について

「保育園が作成した保育計画、心身状況が記載されている文書」につい

て作成する事務を有せず、及び提供された事例が発生していないため、作成も取得もしていない。

したがって、これらの文書を不存在とした決定は、妥当である。

4 審査会の判断理由

本件審査請求に係る公開請求は、別に掲げる請求文書1から請求文書12までの公開を求めるものであり、実施機関は、これらに該当する文書を保有していないとして非公開とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、これらの文書は存在するとして原処分の取消しを求めているが、実施機関は、原処分は妥当としていることから、その妥当性について、以下検討する。

請求文書1から請求文書12までの保有の有無について、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、再度これらの請求文書の有無について確認させたところ、実施機関はおおむね次のように説明する。

- (1) 改めて公文書目録及び文書管理システムにより請求文書1から請求文書12までの検索を行ったが、該当する文書は確認できなかった。
- (2) 請求文書2にあつては、子育て推進課は、平成28年度及び平成29年度において、審査請求人から平成29年12月4日付けで請求のあった情報公開請求1件について事務手続を実施しているが、当該手続に関する記録は作成していない。
- (3) 請求文書3及び4にあつては、各判定手続に関する事務は愛知県が実施しており、また、知的障害者及び精神障害者の福祉に関することは福祉総務課の事務分掌に属するものであるため、子育て推進課の事務分掌には属していない。
- (4) 請求文書7にあつては、教育委員会に報告資料の提出が必要となるような深刻な事例は、平成28年度及び平成29年度においては発生しなかった。
- (5) 請求文書8及び9にあつては、心理及び社会（学）の判定及び評価を行う事務は、愛知県が実施している。

実施機関の説明に特段不自然又は不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、請求文書1から請求文書12までを保有していないとして非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

平成30年6月22日

刈谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	永 田 靖 章
委 員	石 川 克 彦
委 員	加 藤 千 冬
委 員	加 藤 時 彦
委 員	真 島 聖 子

請求文書

- 1 肖像権についての定義
- 2 開示請求人との面談記録、苦情等についての申出人の発言・対応記録
- 3 精神障害（者）の定義・判定手続が記載されている文書
- 4 知的障害（者）の定義・判定手続が記載されている文書
- 5 子育ては誰がするのかについて記載されている文書
- 6 赤ちゃんのあやし方について記載されている文書
- 7 教育委員会に提出した文書（児童虐待に関する分のみ）
- 8 心理判定・評価項目がわかる文書
- 9 社会（学）判定評価項目がわかる文書
- 10 保育園が作成した保育計画、心身状況が記載されている文書（虐待対応などで子育て推進課が関わったもの 例：個人票）
- 11 発達障害者支援法上の発達障害者の定義・判定手続が記載されている文書
- 12 学習障害（児）の定義・判定手続が記載されている文書
- 13 有給取得の日数がわかる文書
- 14 課長の課の運営目標が記載されている文書

以上、1から13までについては平成28年度及び平成29年度を、14については平成29年度を対象とする。